

発議第5号

廿日市市議会会議規則（昭和63年廿日市市議会規則第1号）第14条の規定により、宮島法定外税調査特別委員会の設置について別紙案のとおり提出する。

令和2年9月25日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	山 田 武 豊
賛成者	〃	田 中 憲 次
〃	〃	高 橋 みさ子

宮島法定外税調査特別委員会の設置について（案）

次のとおり宮島法定外税調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 宮島法定外税調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び廿日市市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 宮島法定外税導入に伴う制度設計の調査
- 4 委員の定数 12人
- 5 設置の期間 宮島法定外税に関する条例案が提出され、議決するまで

(提案理由)

これまで本市は、宮島来島者への法定外税の検討を過去２度にわたり行ってきた。

昨年９月には、３度目となる検討委員会を設置し、本年５月に最終報告書が市に提出され、その内容にはこれまでになかった原因者課税などの新たな制度が挙げられている。

平成１２年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の自主課税権が拡大されたが、国・地方を問わず税を課す政策は大きな責任が伴う。

よって、法定外税導入に向けて、議会の責任を果たすことを念頭に宮島法定外税調査特別委員会を設置する。

発議第6号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
化に対し地方税財源の確保を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和2年9月25日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者 廿日市市議会議員 北 野 久 美

賛成者 〃 隅 田 仁 美

〃 〃 荻 村 文 規

〃 〃 広 畑 裕一郎

〃 〃 徳 原 光 治

〃 〃 井 上 佐智子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図

り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月25日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	山東昭子宛
内閣総理大臣	菅義偉宛
内閣官房長官	加藤勝信宛
総務大臣	武田良太宛
財務大臣	麻生太郎宛
経済産業大臣	梶山弘志宛
経済再生担当大臣	西村康稔宛
まち・ひと・しごと創生担当大臣	坂本哲志宛

発議第 7 号

医療機関への緊急財政措置を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和 2 年 9 月 25 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者 廿日市市議会議員 大 崎 勇 一

賛成者 〃 枇杷木 正 伸

〃 〃 石 塚 宏 信

〃 〃 高 橋 みさ子

〃 〃 栗 栖 俊 泰

〃 〃 有 田 一 彦

〃 〃 仁井田 和 之

医療機関への緊急財政措置を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染の拡大をふまえた第２次補正予算では、医療・福祉の提供体制の確保に約２．７兆円の予算が確保されましたが、喫緊の課題である医療機関への財政支援についてはまだ不十分な部分があります。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関では、外来患者、入院患者の減少及び空床確保などにより医療収益が減少しており、また新型コロナウイルス感染患者を受け入れていない医療機関においても、４・５月の自粛要請や感染への不安などから、外来患者が前年同月比で減少しております。

また、新規開業の医療機関では、融資の返済や家賃、人件費など固定費の負担が重くのしかかっております。

感染防止のための支出も多く、医療活動を維持することに不安を感じているのが現状です。

医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、公共的、公益的な役割を担っております。

地域の医療機関が経営破綻すれば、その地域の患者さん、住民への医療提供、健康の確保に影響を及ぼします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療機関の経営状況の悪化は全国的な課題であります。

今後のさらなる感染拡大に備えるためにも、医療機関の立て直しは急務ではありますが、単独の自治体での対応には限りがあり、極めて困難であることから、国による迅速かつ積極的な財政措置を強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月２５日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	山東昭子宛
内閣総理大臣	菅義偉宛
財務大臣	麻生太郎宛
厚生労働大臣	田村憲久宛